

統計調査業務における
民間事業者の活用等に関する調査研究
報告書の概要

平成20年4月

経済産業省 / 委託先 株式会社インテージ

・本調査研究の概要

1．目的

近年、個人や企業における情報管理意識の向上による調査拒否の増大などに起因する調査環境の悪化等により、政府統計を取り巻く環境は厳しさを増している。その一方で、統計の公表時には統計結果の数字の微妙な変化が各種メディアで大きく取り上げられるなど、統計の品質に対する社会の目は厳しいものが向けられている。

そのため、厳しい実施環境の下にあっても、より良い統計を作成していくことが求められているが、行政の減量・効率化が強く求められている中で統計調査業務に投入することができる各種リソースも無限ではないことから、統計の品質に配慮しながら統計を効率的に作成することがこれまで以上に極めて重要な課題になっている。

この課題を解決する選択肢の一つとして、政府において統計調査業務における民間事業者の活用の議論が進められている。

しかしながら、統計調査業務における民間事業者の活用にあたっては、統計調査の品質の維持・確保、履行能力のある民間事業者による市場の形成など検討すべき課題も多い。

係る状況の下、本調査研究においては、

- ）現在、既に実施している統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、改善に向けた対応策の検討
- ）現在、民間事業者の活用が行われていない統計調査業務に関し、今後の民間事業者の活用の可能性について検討を行うための諸課題の整理、対応策の検討を行い、今後の統計調査業務における民間事業者の活用を円滑に実施することを目指すものである。

2．調査研究の方法

(1) 概要

本調査研究においては、

- ）公表資料・文献等調査
- ）ヒアリング調査
- ）民間事業者に対する意識調査
- ）有識者による研究会

により統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、対応策の検討等を行った。なお、本調査研究は経済産業省経済産業政策局調査統計部総合調整室の委託調査研究事業として（株）インテージが実施した。

(2) ヒアリング調査

統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、対応策の検討等を行うため、地方自治体（都道府県、市町村）と民間事業者に対してヒアリング調査を行った。

調査の対象

地方自治体、民間事業者

調査の期間

平成 19 年 9 月～平成 20 年 1 月

調査の内容

統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題について

なお別途専門的な課題等に関して、弁護士等の有識者に対するヒアリング調査を行った。

(3) 民間事業者に対する意識調査

統計調査業務における民間事業者の活用に関して、民間事業者の統計調査業務に対する考え方等を把握するため民間事業者に対して意識調査を実施した。概要については以下のとおりである。

調査の対象

調査会社、シンクタンク合計 163 社

調査の期間

平成 19 年 11 月 16 日(金)～12 月 28 日(金)

調査の方法

郵送

有効回答数

123 社(回収率 75.5%)

調査の内容

経済産業省など国の統計調査業務における民間事業者の活用に関する意見等

(4) 有識者による研究会

統計調査業務における民間事業者の活用に関する諸課題の整理、対応策の検討等を行うため、有識者による「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会」(以下、「研究会」という。)を開催し議論を行った。

また、研究会の下に、統計調査業務の品質に関する課題について議論を行うため品質分科会を、民間事業者による市場の形成に関する課題について検討を行うため市場形成分科会を開催した。

研究会開催の期間

平成 19 年 8 月～平成 20 年 1 月

研究会開催の回数

研究会：5 回、品質分科会：7 回、市場形成分科会 8 回(品質分科会第 7 回と市場形成分科会第 8 回は研究会と合同で開催)

研究会委員

研究会の委員は以下のとおり。

) 研究会委員 (: 座長、 : 専門委員)

清水 雅彦 慶應義塾大学経済学部教授
小峰 隆夫 法政大学大学院政策科学研究科教授
齊藤 正昭 千葉県総合企画部統計課長
島崎 哲彦 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授
鈴木 稲博 (社)日本マーケティング・リサーチ協会専務理事、(株)日本リサーチセンター社長
鈴木 督久 (株)日経リサーチ取締役
椿 広計 統計数理研究所データ科学研究系教授・リスク解析戦略研究センター長
柳井 道夫 (財)日本世論調査協会会長
三石 貴哉 西東京市役所総務部総務法規課課長補佐(第2回)
板橋 功 (財)公共政策調査会第1研究室長(第4回)
黒崎 光憲 (株)サーベイリサーチセンター全国ネットワーク部部长(第4回)
鈴木 貴士 (株)帝国データバンク産業調査部産業政策研究課課長(第4回)

) 品質分科会委員 (: 座長、 : 専門委員)

鈴木 督久 (株)日経リサーチ取締役
一ノ瀬 茂 (株)インテージ取締役
氏家 豊 電気通信大学・東京電機大学非常勤講師
清水 憲吾 (株)三菱総合研究所地域経営研究センター主席研究員
谷口 哲一郎 (社)輿論科学協会代表常務理事
松浦 寿幸 一橋大学経済研究所専任講師
吉野 諒三 統計数理研究所教授
遠藤 了 太陽AGS監査法人代表社員(第2回)
関 哲朗 文教大学情報学部准教授(第3回)
真栄城 守隆 (株)インテージグループリーダー(第4回)
坂井 茂生(株)日経リサーチマーケティングリサーチ本部社会経済調査グループ部長(第4回)
内田 勝也 情報セキュリティ大学院大学教授(第5回)

) 市場形成分科会委員 (: 座長、 : 専門委員)

島崎 哲彦 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授
岩間 伸之 (株)サーベイリサーチセンター専務取締役
佐藤 英明 ヤマト運輸(株)経営戦略部経営戦略課課長
鈴木 貴士 (株)帝国データバンク産業調査部産業政策研究課課長
武井 雅 (株)日本リサーチセンター取締役・マーケティングリサーチ本部長
日戸 浩之 (株)野村総合研究所サービス事業コンサルティング部上席コンサルタント
村尾 望 (社)中央調査社 開発部長兼総務部長
山田 高 (株)インテージ 主席研究員
松島 洋 弁護士(第2回、第3回)
柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科・経済学部准教授(第5回)
清水 岳治 ヤマト運輸(株)メール便事業本部マネージャー、統計調査事業責任者(第6回)

・民間事業者の活用の基本的な考え方()

本報告書において「統計調査業務における民間事業者の活用」とは、「民間委譲(民営化、譲渡)」ではなく、「民間事業者への部分的な業務委託」である。これは統計の公表については国が最終的な責任を負う必要があるため全面的な民間委譲はなじまない業務であると考えられるからである。

国が最終的な責任を負うという前提の下、経済産業省が実施する統計調査業務につい

ては、既に従来から民間事業者を積極的に活用して実施しており、特に承認統計については、多くの統計について民間事業者の活用を進めてきたところである。

一方、行財政事情が厳しさを増す中、国や地方自治体における統計に関する人員などの資源制約が強まっており、経済・社会の変化に対応した統計整備を実現していくためには、民間事業者の創意工夫などを活用して統計調査業務をより一層効率的・効果的に進めることが必要となっている。

そのため、引き続き、指定統計、承認統計それぞれについて民間事業者の活用が可能なものについては、必要な課題について整理・検討を行った上で、積極的かつ戦略的な民間事業者の活用を進めていくことが重要であると考えられる。

ただし、最低限「企画」、「審査の最終的な確認部分」、「分析・公表」については官で行われるべきと考えられる。「企画」に関する業務は、全行程について検討を行い統計調査のあり方を決定するものであるため、最終的な責任を負う国が実施すべき業務であると考えられる。「審査の最終的な確認部分」に関する業務は、統計調査の結果が正しく得られているか、信頼できるものとなっているかを確認するために重要であり、官が最終的な責任が持てるよう関与は行うべきだと考えられる。「分析・公表」に関する業務は、公表用資料を作成するための分析（解釈・評価）、統計調査の結果の公表（説明）を行うが、国は統計調査の結果を利用者に対して公表する責任を負っており、国が実施すべき業務であると考えられる。

報告書 P140.3.の内容を含む

なお、統計調査業務における民間事業者の活用を進めるに当たっては、

-) 統計調査の品質の維持・向上
-) 業務の効率化やコストの低減
-) 受け皿となる民間事業者による市場の形成

が課題となっている。

これらの課題の検討に当たっては統計作成者の視点のみならず、調査客体の視点、統計利用者の視点、そして受け皿となる民間事業者の視点から総合的に検討を進めることが重要である。

・統計調査の品質

1. 統計調査の品質に関する基本的な考え方

- ・公共財たる統計には高い正確性・信頼性、継続性などが求められており、高い品質の実現が重要。
- ・民間事業者の活用の趣旨は、創意工夫により国が実施していた際の同等以上のサービスの提供の達成。
- ・コストを削減した代わりに品質が低下するということがあってはならない。

したがって、品質の水準は、国が実施した場合と同程度の品質（前回実施時と同程度の品質）の確保が大前提となる。

2. 統計調査の品質を示す指標

民間事業者の活用を行った場合における、統計調査の品質を示す指標としては、「回収率」、「記入率（記入状況）」、「適切な審査」、「問題のない業務遂行」、「調査客体の満足度」が考えられる。

(1) 回収率

現状の水準

回収率については、統計法において指定統計調査については、申告義務と違反した場合の罰則が規定されており、100%の回収率が想定されている。しかし、現実的には100%の回収率を達成するのは困難であり、統計調査によって差はあるものの90%台となっているものが多い。

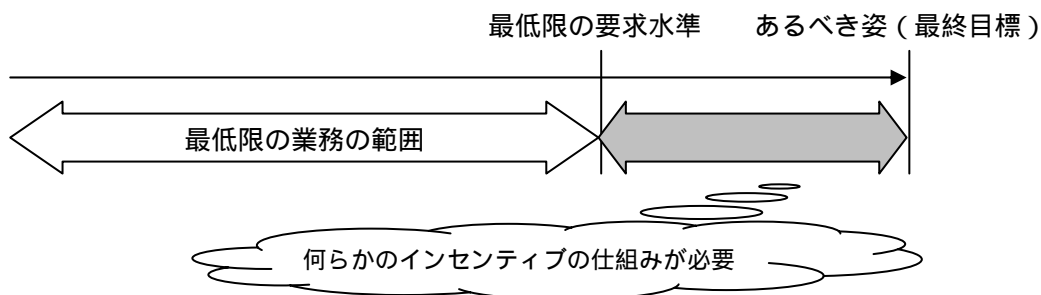
一方、承認統計調査については統計報告調整に基づいて実施されるが、報告義務や違反した場合の罰則は規定されていない。回収率についても、指定統計調査ほど高くないものも多く、50%を切るものが散見される。

以上より、民間事業者を活用するかどうかにかかわらず、最終的に目標とすべき回収率は、指定統計調査については100%、承認統計調査については可能な限り高く、ということになる。しかし、これは国が実施した場合においても実現できていない数字である。

指標として回収率を用いる際の留意点

民間事業者は株主に対する説明責任を負っており、要求された水準を達成した場合には、何らかのインセンティブ等がない限りなおコストを投じて品質を向上させることに取組とは考えにくい。回収率を唯一の指標とした場合、記入内容の悪化や不正調査の誘発等、逆に品質を歪めてしまう可能性がある。

【図表：最低限の要求水準とあるべき姿（最終目標）の関係】



課題に対する対応の方向性

最低限の要求水準としては前回実施時と同程度の回収率（国が実施した場合と同程度の品質）とするが、その水準を超えた後も更に回収率を上げるための何らかのインセンティブの設定が必要。また回収率のみを指標として用いることによる弊害も考えられるため、他の指標との組み合わせも考慮する余地がある。

(2) 記入率（記入状況）

現状の水準

調査票が、質問の指示通りに正確に記入されているかどうかを示す指標である。

記入漏れがなく、正確な回答が行われている調査票が最終的に目指すべき目標である。

指標として回収率を用いる際の留意点

民間事業者は株主に対する説明責任を負っており、要求された水準を達成した場合には、何らかのインセンティブ等がない限りなおコストを投じて品質を向上させることに取組とは考えにくい。

回収率を唯一の指標とした場合、記入内容の悪化や不正調査の誘発等、逆に品質を歪めてしまう可能性がある。

課題に対する対応の方向性

有効票として認められる基準については国と同様にすべき。今後の対応の可能性としては、統計調査の役割等から調査項目の重要性を検討し、調査票が有効票として認められるための基準を設定する、記入率（記入状況）の把握、分析を行うことが考えられる。

(3) 適切な審査

基本的な考え方

調査回収後のいわゆる「審査」についても、統計調査の品質に重要な影響を与えていると考えられる。そのため、審査のプロセスが適切に実施されたかどうかについても重要な品質の指標となる。国が実施した場合と同程度の品質を確保するという原則から、国が実施していた手順に基づいて審査を行い、修正すべきところがないと判断されるまで疑義照会する必要がある。

なお、審査業務については熟練した担当者が審査しないと質が落ちるのではないかとされるが、国の統計調査業務を取り巻く現状を踏まえた場合、国が実施する場合でも統計調査業務の円滑な実施という観点から、審査業務の経験、ノウハウをマニュアル化していくことが必要。

課題に対する対応の方向性

国で実施した場合クリアしなければならない審査をクリアすることを必要条件とする。

(4) 問題発生のない業務遂行

基本的な考え方

統計調査業務における民間事業者の活用の大前提として、

- ）秘密の保護が守られること
- ）不正調査が行われないこと
- ）定められた期間内に遅延なく業務が行われること

など、問題発生のない業務遂行が求められている。

課題に対する対応の方向性

達成すべき統計調査業務の品質として「回収率」、「記入率（記入状況）」などのほかに、問題発生がない業務遂行（秘密の保護、不正調査の防止、期限の厳守など）についても明示する。

（５）調査客体の満足度

基本的な考え方

統計調査業務の実施は、調査客体の協力の下に成立しており調査客体の調査実施に対する意識についても考慮されるべきである。民間事業者の接し方によっては調査客体の満足度は異なると考えられ、調査の実施に対する不満が高い場合には、調査への協力度が低下することによる悪影響が発生する可能性もある。

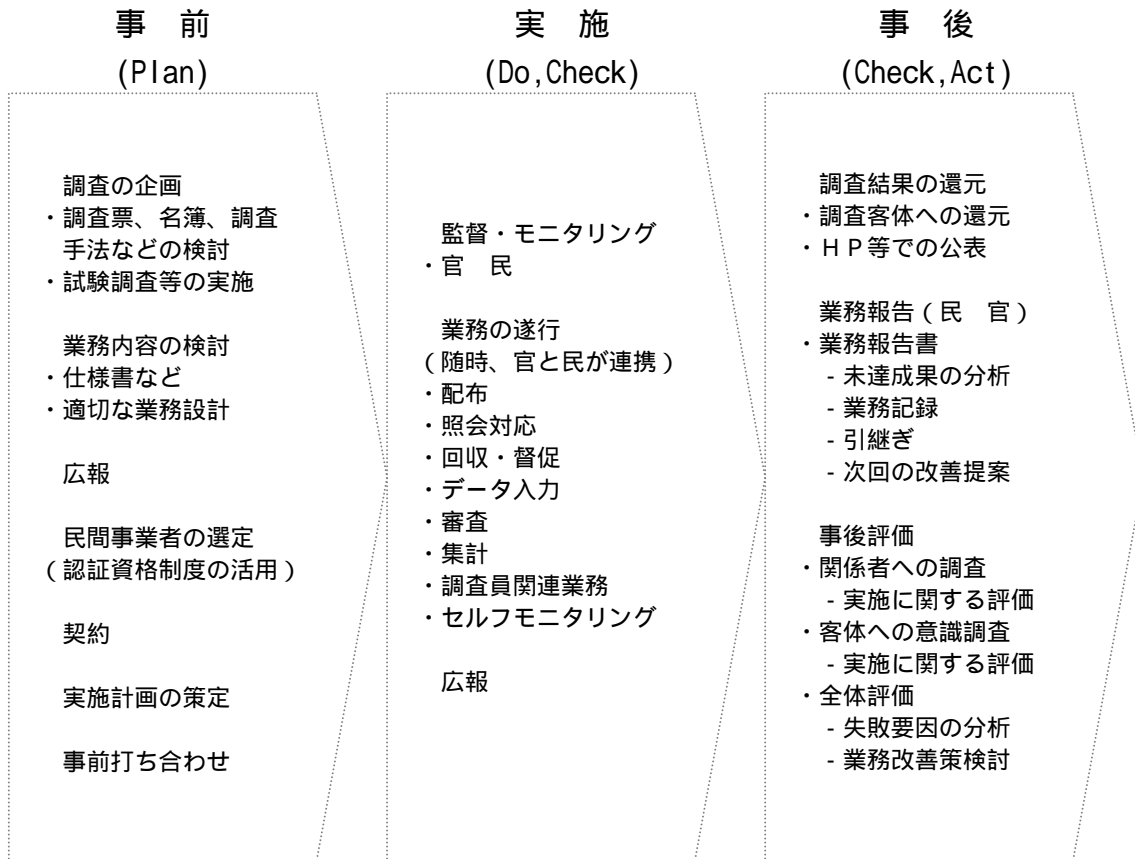
そのため、調査客体が調査の実施に対してどのような意識を持っているかについて事後的に調査を行うことは有益であると考えられる。また、実際に適切な方法により調査が行われたかを確認することにより不正調査の抑制につながることも調査客体へ確認は有意義である。

課題に対する対応の方向性

統計調査業務の実施後、調査客体に対して意識調査を実施することは有益である。しかしながら、調査客体に対して過度の負担感を感じさせることがないように十分な配慮を行うことが必要である。

3. 統計調査の品質の維持・向上を図るために必要な取組

- ・事前：調査の企画（分かりやすい調査票、正確な名簿、正しい調査手法）、無理のない適切な業務計画、広報、履行能力がある民間事業者の選定、後で双方に疑義が生じない契約等
- ・実施：官の民間事業者に対する監督・モニタリング、適切な業務の遂行、広報
- ・事後：調査結果の還元、民間事業者による実施後の業務分析と業務報告、官による事後評価



:(民間事業者の活用を行った場合)主に官が実施する事柄

:(民間事業者の活用を行った場合)主に民が実施する事柄

:(民間事業者の活用を行った場合)官と民が実施する事柄、あるいはどちらが実施するかは案件により異なる可能性が高い事柄

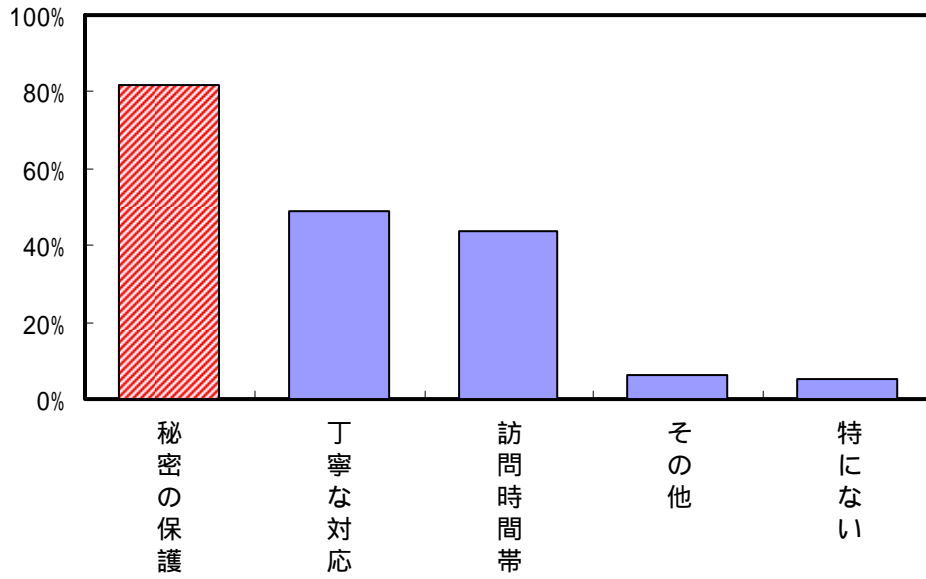
4. 品質に関する重要な諸課題

(1) 秘密の保護

統計調査は、調査客体の協力により成り立っている。国が実施する場合について秘密の保護が守られることは当然であるが、民間事業者の活用を行った場合も調査客体が安心して統計調査に協力できるよう、十分な措置を講じることが必要。

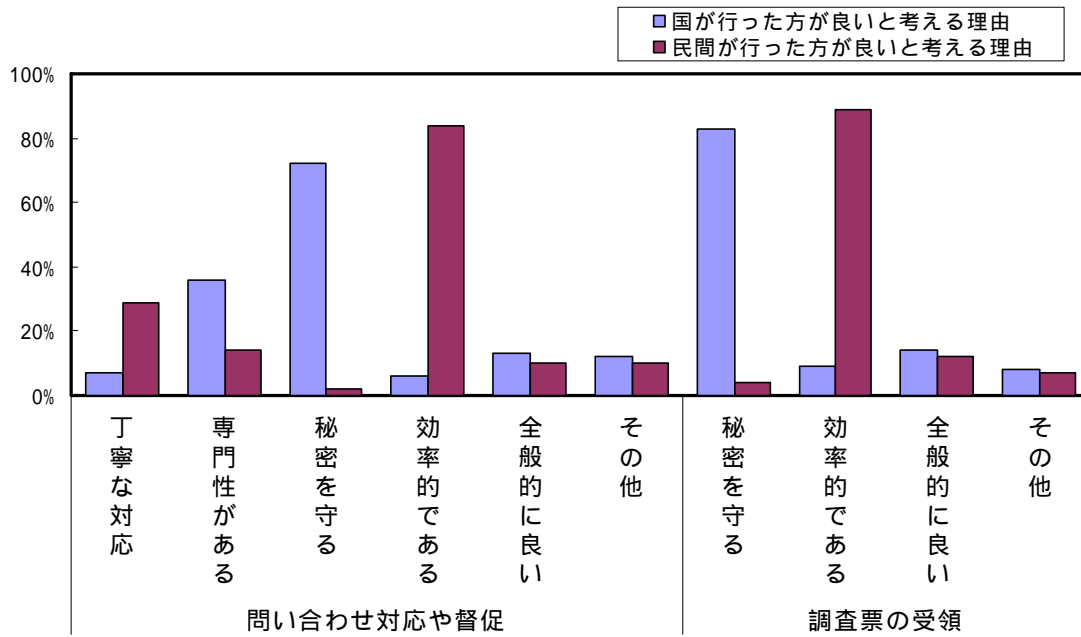
具体的には、保護すべき情報の取り扱いに関する規定の整備、研修、指導、アクセス履歴の保存等の徹底等が考えられる。

【図表 調査実施者が注意すべき点】



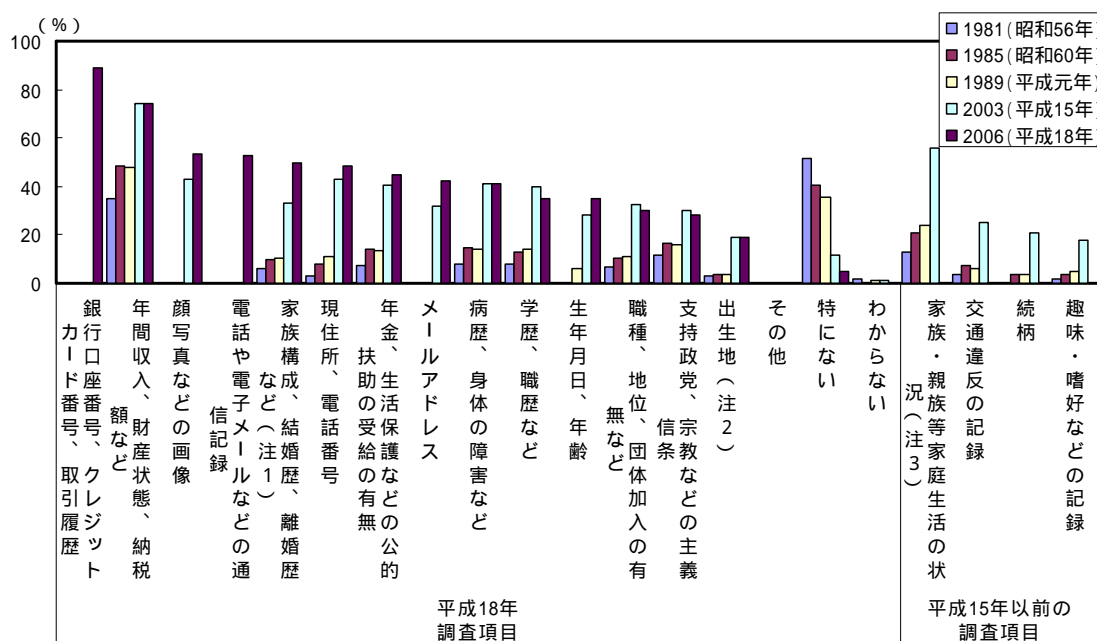
(備考) 「「労働力調査」に関する意識調査」(総務省)により作成。

【図表 国や民間事業者はどのように調査客体から見られているか】



(備考) 「科学技術研究調査に関する意識調査」(総務省)により作成。

【図表 他人に知られたくない情報】



- (備考) 1. 「個人情報保護に関する世論調査」(内閣府)を基に作成。
 2. (注1) 平成15年調査までは、「結婚歴・離婚歴」となっている。
 3. (注2) 昭和56年調査では、「出生地・戸籍」となっている。
 4. (注3) 昭和56年調査では、「家族・親族等家庭生活の記録」となっている。

(2) 不正調査の防止

不正調査とは、故意に調査方法や調査結果を改ざんまたは捏造することを指す。不正調査が発生すると、統計調査全体の信頼性が損なわれる自体になりかねないため、事前の防止が何より重要である。

具体的には、ゆとりのあるスケジュールを立てる、監督モニタリングを行う、不正調査にはペナルティを課す等の措置が考えられる。

(3) 統計調査への理解、協力の促進

調査環境の悪化がみられる中、国民の統計への理解、協力を深めていくことは極めて重要であると考えられる。

具体的には、統計がどのような政策にどのような形で使われているのかわかりやすく示す、広報こそ民間事業者のノウハウを活かす、長期的な観点から学校教育の現場などにおいて統計の重要性について理解を深めてもらう等が考えられる。

【図表 民間事業者に対して確認すべき事項の例】

基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票の記入状況 ・ 問い合わせとそれに対する回答の状況 ・ 督促の実施状況 ・ 審査、疑義照会の実施状況
-------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保護のための管理体制等の状況 ・不正調査の防止のために講じた措置の状況
郵送調査の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の送付等の状況（誤送付とそれに対する対応など含む） ・郵送による調査票の回収状況
調査員調査の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員確保の状況 ・調査員への研修等の状況 ・調査員の監督・指導の状況 ・調査対象への訪問状況（不在時の再訪問などの対応含む） ・調査員による調査票の回収状況 ・訪問時の問題等の発生状況（事故等含む）
オンライン調査の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン調査の稼動状況 ・オンラインによる調査票の回収状況

【図表 各業務の課題】

	業務プロセス	想定されるリスク	対応策
企画	調査研究		
	調査設計	・記入しづらい調査票	
	省令等整備		
実地調査	打ち合わせ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・官と民の認識の相違 ・調査従事者の認識不足 	・十分な打ち合わせ
	用品準備	・用品の誤発送、不足	・作業手順の作成と共有
	協力依頼	・周知不十分	・十分な協力依頼
	広報	・周知不十分	・十分な広報
実地調査	調査票配布	・誤配布	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・チェック体制の確立
		・調査対象への不適切な対応（特に調査員調査の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督
	照会への対応	・調査対象への不適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督

	回収・督促	<ul style="list-style-type: none"> ・督促不足による回収低下 ・調査対象への不適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督
審査	受付	<ul style="list-style-type: none"> ・受付時のミス（紛失等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・チェック体制の確立
	調査票の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・問題部分の見落とし 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練
	データ入力	<ul style="list-style-type: none"> ・誤入力 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック体制の確立
	データチェック	<ul style="list-style-type: none"> ・エラーの見落とし ・調査従事者によるデータチェックのばらつき 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督
	疑義処理	<ul style="list-style-type: none"> ・調査対象への不適切な対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練 ・実施中における指導・監督
集計	集計（演算）	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的な集計ミス ・集計表審査によるエラーの見落とし 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業手順の作成と共有 ・調査従事者の十分な教育・訓練
	集計表審査		
	統計表作成		
分析・公表	結果の分析		
	公表		

（備考）着色部分は、官が実施主体となる部分を示している。実地調査、審査、集計についても官が実施主体となる部分は存在しているほか、企画、分析・公表等においても民が一部を実施する場合がある。

・市場の形成と環境整備

1. 調査業界の現状

調査業務に直接的に関係する民間事業者は、市場調査会社、世論調査会社、信用調査会社（主に事業所・企業対象調査）、シンクタンク（企画分析）などがある。また、これらの調査の業務の一部に関係する民間事業者は、データ入力会社、印刷会社、コールセンター、人材派遣会社、情報システム会社、物流会社、データ保管会社などがある。

調査業界の統計調査業務の受け皿としての可能性の具体的なイメージは以下のとおり。

【業界の規模】

- ・業界全体の調査業務の売上高は約 1,400 億円。
- ・全体的に小規模の民間事業者が多く、調査業務の売上高が 21 億円以上あるのは 16 社。
- ・ある程度まとまりのある統計調査業務の履行能力があるとみられる民間事業者は 10 社程度。

【業界の特徴】

- ・取引先における官公庁のシェアは 5 % 以下で、業界全体としては官需には依存していない。
- ・伝統調査（調査員・郵送）に変わり、ネット調査が増加傾向にある。これに伴い売上単価は減少し、成長は鈍化している可能性がある。

【民間調査員】

- ・業界全体の調査員数は単純足し上げで約 30,000 人程度と考えられるが、他社との掛け持ち登録による重複も考えられるため、実態は 1/2 ~ 2/3 程度と推計される。
- ・うち、大手調査会社が 1 社で抱えている調査員数は約 700 人 ~ 1,000 人と考えられる。

【民間事業者の対応能力】

（郵送調査）

既に調査対象 100,000 ~ 200,000 の実績がある民間事業者が存在。数万サンプルであれば、ほとんどの大手調査会社で対応可能。

（調査員調査）

通常の調査で動員できる調査員数は 700 ~ 1,000（人 / 社）程度。それ以上は新規に調査員の確保が必要。既存の人的ネットワークを活用できれば、調査可能対象数は増加する可能性がある。

調査の難易度、スケジュール等にもよるが、約 10,000 ~ 15,000 程度の調査対象への対応が可能、特別体制を約 50,000 対象程度まで 50,000 対象程度まで対応可能。

（備考）「第 3 2 回経營業務統計実態調査」（社）日本マーケティング・リサーチ協会）及び企業ヒアリングのデータを基に作成。

2. 入札における課題

(1) 基本的な考え方

統計調査業務においては、契約不履行となる事態が発生した場合、データの欠落、公表の遅延など取り返しがつかない事態も発生しうる。そのため、事前に契約不履行となるリスクを可能な限り減らすよう、以下の3点に注意することが重要である。

-) 多くの履行能力がある民間事業者が入札に参加する
-) 履行能力がある民間事業者を選定する
-) 官と民の認識の相違を防止する。

また、実査・審査・集計などについて民間事業者を活用する場合には、民間事業者の技術力や企画内容の創意工夫などの評価を行う必要がある。そのため、原則「一般競争入札」の「総合評価落札方式」を活用することが望ましいと考えられる。

一方で、データ入力等の一部業務において民間事業者を活用する場合には、技術力や企画内容の創意工夫などの評価を行う必要がないことから、通常は「一般競争入札」の「最低価格落札方式」で契約者が決定される。

(2) 課題に対する対応の方向性

仕様書の作成

業務に関する具体的な情報の提供が行われることが望ましい。

別紙1参照

評価基準の作成、提案の評価

実施計画、実施体制、経営基盤、実績・経験、業務の実施方法などについて評価を行う必要がある。別紙2参照

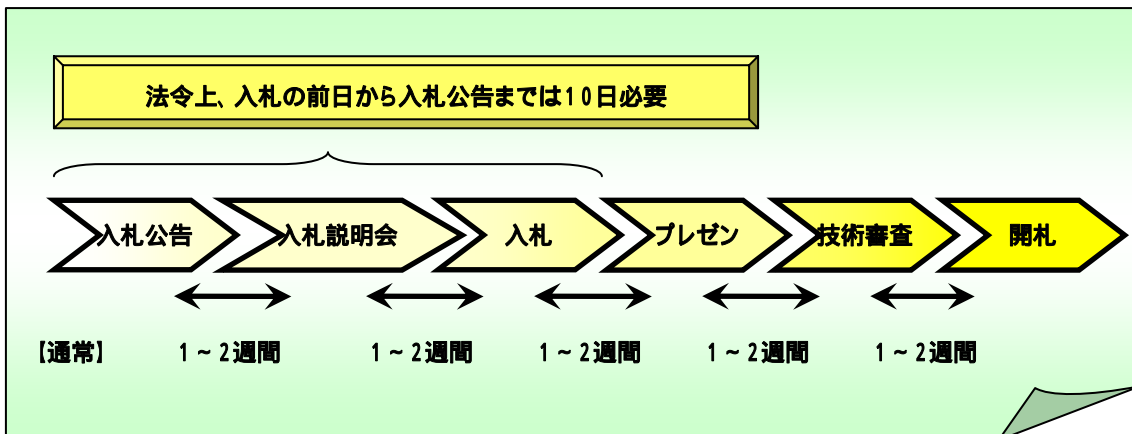
公告期間や案件提示の方法

入札参加を促すためには、公告期間についてゆとりを持った上で設定する必要があり、年間スケジュールなど案件の提示に関する検討を進めることが有益である。

発注者と入札者の認識の相違防止

必要な情報提供や、入札説明会の開催、公告期間中の入札案件に関する質問のやりとり、技術審査の民間事業者によるプレゼンテーション等を通じて相互に疑問点を解消し、認識の相違を防ぐ必要がある。

図表：入札のスケジュール例



3. 契約に関する課題

(1) 基本的な考え方

発注者と受注者は、お互いの信頼関係に基づいて円滑に業務を実施することが重要であるが、契約書は紛争を予防できるよう、明確かつ目的を達成できるように記述されるべきである。

一方で、業務実施中のトラブルや契約不履行が起こった場合などには契約書の文言に基づき解決が行われるよう予想される事態を整理し、契約条項に漏れがないかチェックしながら、明確かつ詳細に記述する必要がある。

統計調査業務においては、「統計調査業務の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申し合わせ、平成17年8月15日改正、平成19年5月30日改正)において、契約書に盛り込むべき事項として以下の内容が掲げられており、この内容を踏まえた上で、民間活用を円滑に行えるような契約を結ぶことが望ましい。

）債務不履行責任：契約不履行時にどのようなペナルティが発生するかなどを盛り込む。仮に盛り込まれない場合は民法の一般原則が適用される。

）瑕疵担保責任：統計調査の結果等にメイキングなどの瑕疵があった場合に、どのようなペナルティが発生するかなどを盛り込む。

）違法な行為の責任：秘密の保護規定に反した場合の責任や、独占禁止法などの規定に反した場合の責任とその内容を盛り込む。

(2) 課題に対する対応の方向性

複数年契約

コスト削減、統計調査の継続性という観点からメリットが大きく、かつ懸念されたデメリットが発生した場合の影響度を最低限に抑えることが可能な統計調査業務において試験的に複数年契約を導入し、その効果を毎年実証した上で検証がなされるべきと考える。契約期間は3年程度が適切と考えられる。

図表： 複数年契約を活用した場合のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
官側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一の民間事業者を活用している期間中は、継続性を確保しやすい ・ 民間事業者における経験・ノウハウの蓄積によるコスト削減が期待できる ・ 入札や契約に係る事務コストの低減を図ることが出来る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年契約により、民間事業者のモラルハザード、開き直り等が懸念される ・ 業務を担当する民間事業者が固定化し、参入障壁となるおそれ ・ 統計調査を大きく変更する際の業務内容の変更が難しくなる恐れ
民側	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な事業計画を立てることが可能であること、経験・ノウハウの蓄積が行われることからコスト削減、品質の維持・向上が期待できる ・ 創意工夫を行う時間的ゆとりが生まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の「慣れ」によるミスが発生しやすくなる ・ 業務を担当する民間事業者が固定化し、参入障壁となる恐れ

契約不履行

事前段階の履行能力を有する民間事業者の適切な選定、実施段階の監督・モニタリングによる早期修正が極めて重要。実際に契約不履行が発生した際には、対応可能な手段を速やかに実施することが求められる。

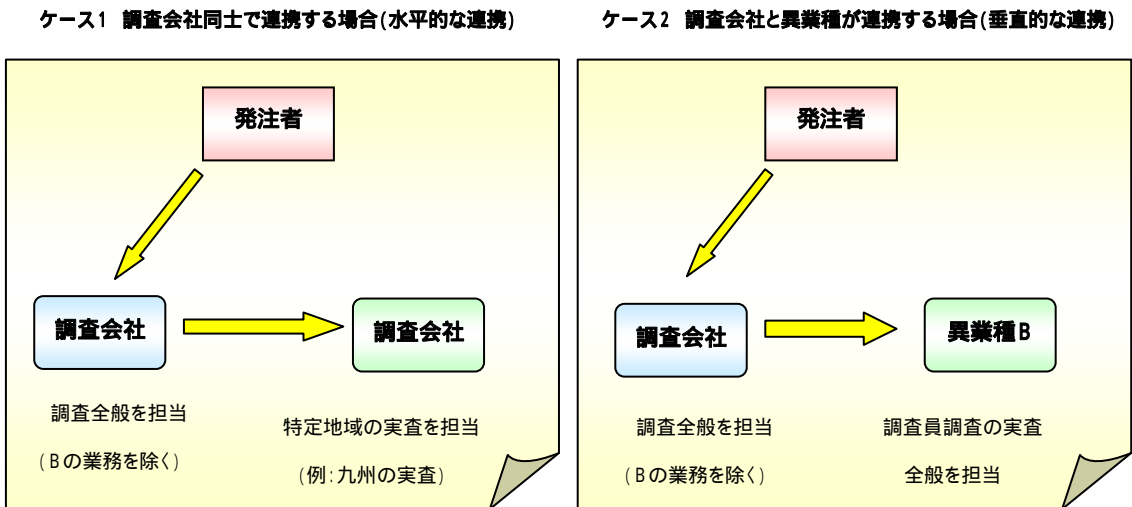
契約の変更

可能な限りリスクを想定し、仕様書中に盛り込むことが重要。また、追加でコスト負担を行う必要がある業務が発生した場合は、別途入札を行う必要がある。

民間事業者が共同で作業に当たる方法

何らかの必要性により再委託が行われる場合には、元の受注者と再委託先の業務の分担の状況、再委託先の履行能力の把握、再委託先に対する監督・モニタリングなどが重要。

図表：民間事業者が共同で事業を行う例



4．認証・資格等に関する課題

(1) 基本的な考え方

統計調査業務が適切に履行されるためには、民間事業者が十分な履行能力を有していることが重要。そのため、企業、業務責任者、業務従事者、調査員のそれぞれについて、外形的に履行能力の判断が可能な認証・資格等があると有益である。

【図表：求められる履行能力】

対象	求められる履行能力
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査業務に関するノウハウ・知見 ・業務が履行可能な実施体制 ・十分な財務基盤 ・情報漏洩や不正調査などを防ぐシステム
業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査業務に関するノウハウ・知見 ・マネジメント能力 ・業務従事者や調査員に対する指導に関する能力
業務従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査業務を行うための基本的能力（調査内容・方法の理解） ・調査客体などへのコミュニケーション能力
調査員 調査員調査	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査業務を行うための基本的能力（調査内容・方法の理解） ・調査客体などへのコミュニケーション能力

(2) 課題に対する対応の方向性

統計調査業務の履行能力を示す外形的な認証・資格制度が存在することは、民間事業者の評価の際に極めて有益な指標となる。そのため、統計調査業務の履行能力を示す適切な外形的な認証・資格制度が整備されることが期待される。

当面は民間事業者の評価の際に、既存の認証・資格制度や他の情報を有効的に活用することが求められる。

図表 : 既存の関係する認証・資格制度

対象	認証・資格制度	統計調査業務における活用について
企業	ISO9001	<ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステムに関する認証 ・組織内プロセスの明確化による品質確保が期待できる ・品質に関する基準となり得る
	ISO20252	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に関する国際規格 ・我が国にはまだ導入されておらず普及に時間が必要 ・将来的には、品質に関する基準となり得る
	プライバシーマーク	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いに関する認定制度 ・事業所・企業は対象となっていないことに注意 ・情報の取扱いに関する基準となり得る
	ISMS 適合性評価制度	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティマネジメントに対する評価制度 ・情報の取扱いに関する基準となり得る ・売上高、資本金、営業年数等によりランク付け
	一般競争入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ・全省庁統一の資格 ・入札における最も基本的な基準
個人	統計士	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の統計講座修了者に対して資格認定 ・主に統計学に関する内容 ・毎年、一定数が認定される ・実際の業務経験等は資格認定の要件ではない ・現状では基準としての活用は困難

社会調査士 (専門社会調査士)	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の標準カリキュラム履修により取得 ・実地調査に関する内容も含まれる ・社会人も審査により取得が可能、ただし少数 ・現状では基準としての活用は困難
----------------------	--

図表 : 求められる履行能力と評価基準例

対象	求められる履行能力	認証・資格制度を活用した評価基準例
企業	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査のノウハウ・知見 ・実施体制 ・財務基盤 ・情報漏洩、不正調査防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・(類似業務も含めた)業務経験 ・人員数、体制図 ・経営状況に関する指標 ・内部チェックシステムの状況 ・ISO9001等 ・プライバシーマーク ・ISMS適合性評価制度 (・一般競争入札参加資格)
業務 責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・統計調査のノウハウ・知見 ・マネジメント能力 ・指導能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験(年数(部門等)、案件例) (統計士や社会調査士などを有している場合は、業務経験などにおいて肯定的考慮を行うことも可能か) ・マネジメント経験(案件数、年数) ・指導経験(案件数、年数)
業務 従事者	<ul style="list-style-type: none"> ・業務履行の基本的能力 ・コミュニケーション能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験(年数(部門等)、案件例) (統計士や社会調査士などを有している場合は、業務経験などにおいて肯定的考慮を行うことも可能か) ・研修等の受講の有無 (業務実施に当たって研修等を実施するか否かも含まれる) ・業務マニュアル整備の有無
調査員	<ul style="list-style-type: none"> ・業務履行の基本的能力 ・コミュニケーション能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経験(年数・案件例) ・研修等の受講の有無 (業務実施に当たって研修等を実施するか否かも含まれる) ・業務マニュアル整備の有無

5 . 市場形成に関するその他の諸課題

(1) 課題に対する対応の方向性

業者切り替え時

仕様書において引き継ぎ業務、次年度に向けた改善の提案業務が発生することを明記し、予定価格の積算の上でも一定の考慮を行う必要がある。ノウハウについてはあらかじめ仕様書に明示しておく。官は民間事業所の業務の実施状況や引き継ぎ書類、改善提案等について十分な検討を行い、次回以降の業務の改善に活用していく必要がある。

履行能力のある新規事業者の参入

統計調査の品質の維持・向上については担保される必要があるため、履行能力がある民間事業者の選定が可能となるよう民間事業者の評価の際に最大限注意を払うべき。

インセンティブ・ディスインセンティブのあり方

目標を達成できなかった場合のディスインセンティブばかりでなく、インセンティブの仕組みを構築することが重要。その例として、品質に応じた事務負担の軽減や次回以降の入札での考慮、一般公表等が考えられる。

コスト

求める品質の水準を達成するためにコストがどれだけ発生するか適正な見積もりをし、予算手当していくことが重要。また、仕様書の情報提供のあり方についても改善が必要。

政府システム等既存資産の活用

作業場所、教育・訓練に必要な期間、他のシステムとのインターフェイスなどシステムに関する事前の詳細な情報提供が重要。

民間の調査員ネットワークのあり方

一時的な雇用、調査員ネットワークの連携・構築、異業種の民間事業者参入を検討する必要がある。

官の担当者における民間活用に関する経験・ノウハウの蓄積

官において民間事業所の活用に関する経験・ノウハウを蓄積し、共有していくことが必要。